無年金者対策の推進を求める意見書（案）

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年２月17日に閣議決定された、社会保障・税一体改革大綱に明記されました。

平成19年の旧社会保険庁調査における、無年金見込者を含めた無年金者は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されています。また、厚生労働省は、受給資格期間を25年から10年に短縮した場合、無年金者の約４割に当たる約17万人が年金受給権を得る可能性があるとしています。

安倍総理は、本年６月１日に、世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、平成29年４月に予定していた消費税率10パーセントへの引上げを２年半延期することを表明しましたが、無年金者対策については、本年８月２日に閣議決定された、未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されたところです。

よって国におかれては、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

1　無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、平成29年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

2　低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円（年額６万円）を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

平成28年９月16日

衆　議　院　議　長
参　議　院　議　長
内　閣　総　理　大　臣　　宛
財　　務　　大　　臣
厚　生　労　働　大　臣

長野市議会議長　小林　義直